

国空航第1944号
令和元年11月8日

公益社団法人日本滑空協会 会長 殿

国土交通省航空局安全部運航安全課長



祝賀御列の儀等に伴う協力依頼について、

令和元年11月9日に天皇陛下の御即位をお祝いする国民祭典が、11月10日に祝賀御列の儀が、11月14日から15日に大嘗宮の儀が開催される予定となっているところ、天皇皇后両陛下、皇族方及び国内外要人の身の安全をはじめとする儀式等の安全及び円滑な進行を確保するため、警察庁からの警備協力を要請されているところです。

つきましては、これら開催期間における下記事項についてのご理解・御協力を賜りますよう傘下会員及び関係団体等へ周知願います。

記

1 飛行自粛等に関する航空情報（ノータム）を踏まえた適切な運航

警察当局からの要請に基づき、別添のとおり小型航空機の飛行自粛等を要請する航空情報（ノータム）を発出したので、同内容を踏まえ適切に運航すること。また、儀式の延期等に伴う航空情報（ノータム）の発出や変更など、引き続き航空情報（ノータム）を十分に確認し、その内容を踏まえ、適切に運航すること。

なお、飛行自粛等の対象となる小型航空機には、滑空機、超軽量動力機、落下傘降下を伴う航空機等も含まれることに留意すること。

2 小型無人機等飛行禁止法に基づく指定区域上空の飛行禁止

「国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）」（以下「小型無人機等飛行禁止法」という。）の規定により皇居、赤坂御用地及びその周辺地域上空における小型無人機、操縦装置を

有する気球、ハンググライダー（原動機を有するものを含む）、パラグライダー（原動機を有するものを含む）等の飛行は、従前より禁止されているので、注意すること。

また、警察庁からの要請により「小型無人機等飛行禁止法」に基づく飛行禁止区域外の関係地域上空においても、無人航空機の飛行を自粛すること（具体的な飛行自粛要請地域は以下のとおり）。やむを得ない理由により飛行させようとする場合には、管轄する各警察署に連絡されたい。

なお、小型無人機等飛行禁止法の概要及び飛行禁止区域の詳細については、以下のホームページを参照すること。

○小型無人機等飛行禁止法に関する情報（警察庁ホームページ）

<https://www.npa.go.jp/bureau/security/kogatamujinki/index.html>

○飛行自粛要請地域

東京都千代田区（11/9,14,15）

東京都千代田区、港区及び新宿区（11/10）

○警視庁の連絡先

（千代田区）

麹町警察署 03-3234-0110（内線4612）

丸の内警察署 03-3213-0110（内線4612）

神田警察署 03-3295-0110（内線4612）

万世橋警察署 03-3257-0110（内線4612）

（港区）

愛宕警察署 03-3437-0110（内線4612）

三田警察署 03-3454-0110（内線4612）

高輪警察署 03-3440-0110（内線4612）

麻布警察署 03-3479-0110（内線4612）

赤坂警察署 03-3475-0110（内線4612）

東京湾岸警察署 03-3570-0110（内線4612）

（新宿区）

牛込警察署 03-3269-0110（内線4612）

新宿警察署 03-3346-0110（内線4612）

戸塚警察署 03-3207-0110（内線4612）

四谷警察署 03-3357-0110（内線4612）

中野警察署 03-5342-0110（内線4612）

以上